

条件付一般競争入札説明書

本説明書は、令和 8 年度太宰府市情報セキュリティ監査（ α' モデル）業務の一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札参加に必要な手続き等を説明するものである。

1 入札に関する事項

- (1) 名 称 令和 8 年度太宰府市情報セキュリティ監査（ α' モデル）業務
- (2) 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (3) 仕様内容 別添「仕様書」を参照のこと。
- (4) 入札方式 条件付一般競争入札とする。
- (5) 履行場所 別添「仕様書」を参照のこと。
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 地方自治法、地方自治法施行令（以下、「令」という。）その他関係法令に則ること。
- (8) 太宰府市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を順守すること。

2 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 過去 5 年以内に国または地方公共団体等との間に当該案件と同種かつ同規模の契約の履行実績のある者。
- (2) 地方自治法施行令（以下、「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年間を経過しない者でないこと。又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 太宰府市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (6) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団等に該当しないこと及び関与がないこと。

3 入札事務の担当部署

〒818-0198

太宰府市観世音寺 1-1-1

太宰府市総務部文書情報課文書情報係（TEL 092-921-2121（内線 514））

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。入札方法、

入札参加資格、仕様内容等に関する質問は、原則として質問書で受け付けるものとします。

4 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は質問書に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- (2) 提出期限：令和 8 年 8 月 31 日(月)午後 5 時まで(必着)
- (3) 送信先アドレス：j-bunsyo@city.dazaifu.lg.jp

メールの件名は「【情報セキュリティ監査】質問書(事業者名)」とし、宛先部署は文書情報課文書情報係とする。

- (4) 回答は令和 8 年 9 月 3 日(木)午後 5 時までに市ホームページに掲載する。なお、単なる要望など内容が質問にあたらぬものについては一切回答しない。

5 入札に必要な書類及び提出場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類(令和 8・9 年度太宰府市入札参加資格者名簿に記載の業者は④から⑦は提出不要。)

- ①条件付一般競争入札参加申請書[様式第 1 号]
- ②入札書(封筒に封入・押印されたもの)[様式第 2 号]
- ③業務実績調書[様式第 3 号]及び履行証明書など実績がわかるもの
- ④商業登記簿謄本(法人)、又は身分証明書(個人)(3 か月以内に発行のもの。写し可)
- ⑤市町村税の滞納がないことの証明書(3 か月以内に発行のもの。写し可)
- ⑥消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(3 か月以内に発行のもの。写し可)
- ⑦役員名簿[様式第 4 号]
- ⑧委任状[様式第 5 号](必要に応じて)

- (2) 提出場所

太宰府市役所 2 階 総務部管財課契約係

- (3) 郵送又は持参の提出期限

令和 8 年 9 月 10 日(木)午後 5 時まで(必着)

- (4) 郵送又は持参の提出方法

内封筒と外封筒の 2 種類の封筒を準備し(内封筒は長形 3 号を使用し、外封筒は A4 サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。)、必要事項を記入した入札書のみを内封筒に入れて封印し(封筒裏面の継ぎ目部分に入札書に押印した印と同じ印で押印する)、入札関係書類とともに外封筒に入れ、文書情報課あて一般書留、簡易書留、若しくは特定記録郵便による郵送、又は持参により提出すること。

内封筒のおもて面に事業者名及び件名「【令和 8 年度太宰府市情報セキュリティ監

査（α' モデル）業務】入札書」と記載すること。外封筒のおもて面には「【令和 8 年度太宰府市情報セキュリティ監査（α' モデル）業務】入札書類在中」と朱書きすること。

- （５）入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税等相当額を減じた金額）を入札書に記載すること。
- （６）入札書の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。
- （７）入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- （８）その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

6 開札場所・日時等

（１）開札場所

太宰府市役所 2 階 入札室

（２）開札日時

令和 8 年 9 月 16 日（水） 午前 10 時

- （３）入札者立会いのもと開札を行う。ただし、立会人がいない場合は業務に関係のない職員が立ち会う。

（４）落札者の決定方法

本入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、その者の競争入札参加資格を審査する。

落札候補者となるべき価格の入札を行った者が 2 者以上のときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定し、審査において競争入札参加資格があると認めた者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

ア 入札者は、入札書提出期限までに入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納入しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合、入札者は入札保証金の納入を免除又は一部を減額することができる。

①保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

②過去 2 年の間の市若しくは他の地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 入札保証金は、落札しなかった者に対して、入札者が指定する金融機関（郵便局を除く）の預金口座へ振り込む方法により還付する。（落札者には契約締結後還付する。）

ウ 入札保証金には利息を付さない。

エ 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は太宰府市に帰属する。

オ 入札保証金の納入、免除等については、事前にお問い合わせください。

(2) 契約保証金

契約の締結に関しては、太宰府市契約規則第 26 条に規定する契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を必要とする。ただし、同規則第 27 条第 1 項の各号に該当する場合は契約保証金の納付の免除又は一部を減額することができる。

8 契約予定日

令和 8 年 9 月 28 日（月）

9 契約書作成の要否

- (1) 契約書は、市の指定する様式とする。
- (2) 契約書の作成に関する経費は落札者の負担とする。

10 入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判別ができない入札
- (3) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 指定の日時まで提出しなかった入札
- (8) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (9) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにも関わらず、当該誓約書の提出をしないものの入札
- (10) 入札の公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (11) 申請書等及び入札書に虚偽の記載をした者による入札
- (12) 申請書の提出を求められたにも関わらず、当該申請書等を提出しない者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

11 入札の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期、中止又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札者の名称及び入札金額は、市ホームページで公表する。

(4) 消費税等についての法改正や、その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき定めるものとする。